

(仮称) 松本市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例 骨子（案）

1 条例制定の背景及び理念

- (1) 市民と職員には、相互に尊重し合いながら、幸せで豊かなまちづくりを進めることができます。求められており、職員は市民の声に真摯に耳を傾け、業務の改善や新たなサービスの創出を進め、市政の発展を実現する責務を負っています。
- (2) しかしながら、正当な理由のない過度な要求や迷惑行為などにより、職員が全体の奉仕者としての職務を遂行することが困難な状態が引き起こされることがあり、時には、職員の人格や尊厳が傷つけられ、心身に深刻な影響を及ぼす事例が発生しています。こうした、公正な職務の執行を妨げる行為等は、職員の就業環境を悪化させるだけでなく、多くの市民の利益を侵害し、行政サービスの質の低下や行政全体の健全な運営を損なう要因となっています。
- (3) 職員は一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であり、職員が全ての市民に対して公正かつ適正に職務を遂行できる環境を確保することが必要です。こうしたことを踏まえ、松本市は、職員の公正な職務の執行を妨げる行為等を社会全体で防止し、市民と行政が共に支え合いながら、まちづくりを進めていけるよう、本条例を制定します。

2 目的

この条例は、職員等に対する公正な職務の執行を妨げる行為等（以下「執行妨害行為等」といいます。）を防止し、職員等が職務に専念できる就業環境を確保することにより、市民のための公正で適正な行政運営を守ることを目的とします。

3 用語の定義

- (1) 市
執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者）及び議会をいいます。
- (2) 市民
松本市の住民及び市内において働くもの、学ぶもの、活動するもの等をいいます。
- (3) 職員
地方公務員法第3条が規定する地方公務員のうち、市に勤務する者をいいます。
- (4) 職員等
職員及び受託事業者（業務委託契約等に基づき、市の業務等に従事する者（再委託等により業務等に従事する者を含みます。））をいいます。
- (5) 管理監督者
職場において職員等を管理監督する地位にある者をいいます。
- (6) 要望等
職員等に対して行われる市の業務に関する要望、請求、要請その名称のいかんを問わず職員等の作為又は不作為を求める一切の行為をいいます。
- (7) 執行妨害行為等
要望等が行われる際に、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超える行為をいいます。

4 市の責務

職員等に対する執行妨害行為等の防止に加え、職員等が執行妨害行為等を受けたときは、職員等の安全の確保、当該行為の中止の申入れその他適切な措置を講ずるよう努めます。

5 職員等の責務

職員等は、法令等を遵守し、公正な職務の執行に努めるとともに、要望等の内容を誠実に受け止め、適切に対応します。

6 管理監督者の責務

管理監督者は、職員等が執行妨害行為等を受けたときは、注意、警告、退去を求める等適正に対処します。

7 市民の責務

市民は、職員等の公正な職務の執行を妨げてはなりません。

8 執行妨害行為等の禁止

何人も、職員等に対して執行妨害行為等をしてはならないとして、次の11項目を掲げます。

- (1) 正当な理由のない要求
- (2) 暴行、傷害その他の身体に対する暴力的行為
- (3) 脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言その他の精神的苦痛を与える行為
- (4) 大声での威嚇^{かく}その他の高圧的又は威圧的な言動
- (5) 謝罪の強要その他の職員等の権利行使を妨げる言動
- (6) 同じ内容の執拗かつ継続的な要求又は苦情
- (7) 居座り、不退去、監禁その他の拘束的な行為
- (8) 差別的又は性的な言動
- (9) 職員等に対する個別による面会等の要求
- (10) 補償その他の要求において内容の妥当性に照らし不相当なもの
- (11) その他、職員等の公正な職務の執行を妨げる行為

9 執行妨害行為等の報告

職員等は、執行妨害行為等を受けたときは、その内容を管理監督者へ報告します。

10 対策委員会への協議

管理監督者は、執行妨害行為等の報告を受けたときは、必要に応じて公正な職務の執行を妨げる行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）へ当該執行妨害行為等への対応方針及び執るべき措置について協議します。

11 公正な職務の執行を妨げる行為等対策委員会

管理監督者から協議の申入れがあった執行妨害行為等への対応方針及び執るべき措置

を協議検討するため、対策委員会を設置します。

- (1) 対策委員会は、副市長、総務部長その他市長が認めるものをもって組織します。
- (2) 対策委員会は、執行妨害行為等への組織的対応、防止のための情報交換や情報共有、警察等関係機関との情報交換及び連絡調整並びに勧告や命令の措置に関するこを協議検討し、市長に報告します。

1.2 勧告

市長は、執行妨害行為等をした者に対し、対策委員会からの報告に基づき、当該行為をしてはならない旨を勧告できるものとします。

1.3 命令

市長は、勧告に従わない者に対し、当該勧告に係る違反行為をしてはならない旨を命令し、当該命令に従わないときは、必要な措置について審査会へ諮問ができるものとします。

1.4 公正な職務の執行を妨げる行為等審査会

執行妨害行為等への対応について、市長の諮問に応じ、必要な措置について調査審議するため、審査会を設置します。

- (1) 審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、有識者のうちから、市長が委嘱します。委員の任期は、2年とします。
- (2) 審査会は、市長の諮問に応じ、諮問された事項を調査審議し意見を述べます。

1.5 職員等への執行妨害行為等に対する措置

市長は、審査会から答申を受けたときは、執行妨害行為等の行為者（以下「執行妨害行為者」という。）に対し、必要な措置を講じます。

- (1) 市長は、執行妨害行為者が命令に従わないときは、行為者の氏名又は名称、当該行為の内容その他必要と認める事項を公表できるものとします。
- (2) 公表をしようとするときは、あらかじめ、当該執行妨害行為者に対し公表する旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとします。